

平成 24 年 10 月 31 日

## 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 －説明責任の向上に向けて－

総務省では、各府省が実施した租税特別措置等に係る政策評価について、点検を行った結果を取りまとめましたので、公表します。

### (連絡先)

行政評価局客観性担保評価担当室

担当：佐藤、谷道、小林

電話：03-5253-5403（直通）

FAX：03-5253-5464

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/torikumi.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/torikumi.html)



## 総務省が行う点検について

- 租税特別措置等については、「平成22年度税制改正大綱」（平成21年12月22日閣議決定）において、「今後4年間で抜本的に見直す」とこととされた。
- これを踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」及び「政策評価に関する基本方針」を一部改正（共に平成22年5月25日閣議決定）し、法人税、法人住民税及び法人事業税の租税特別措置等に係る政策評価を義務付け。

### 各府省

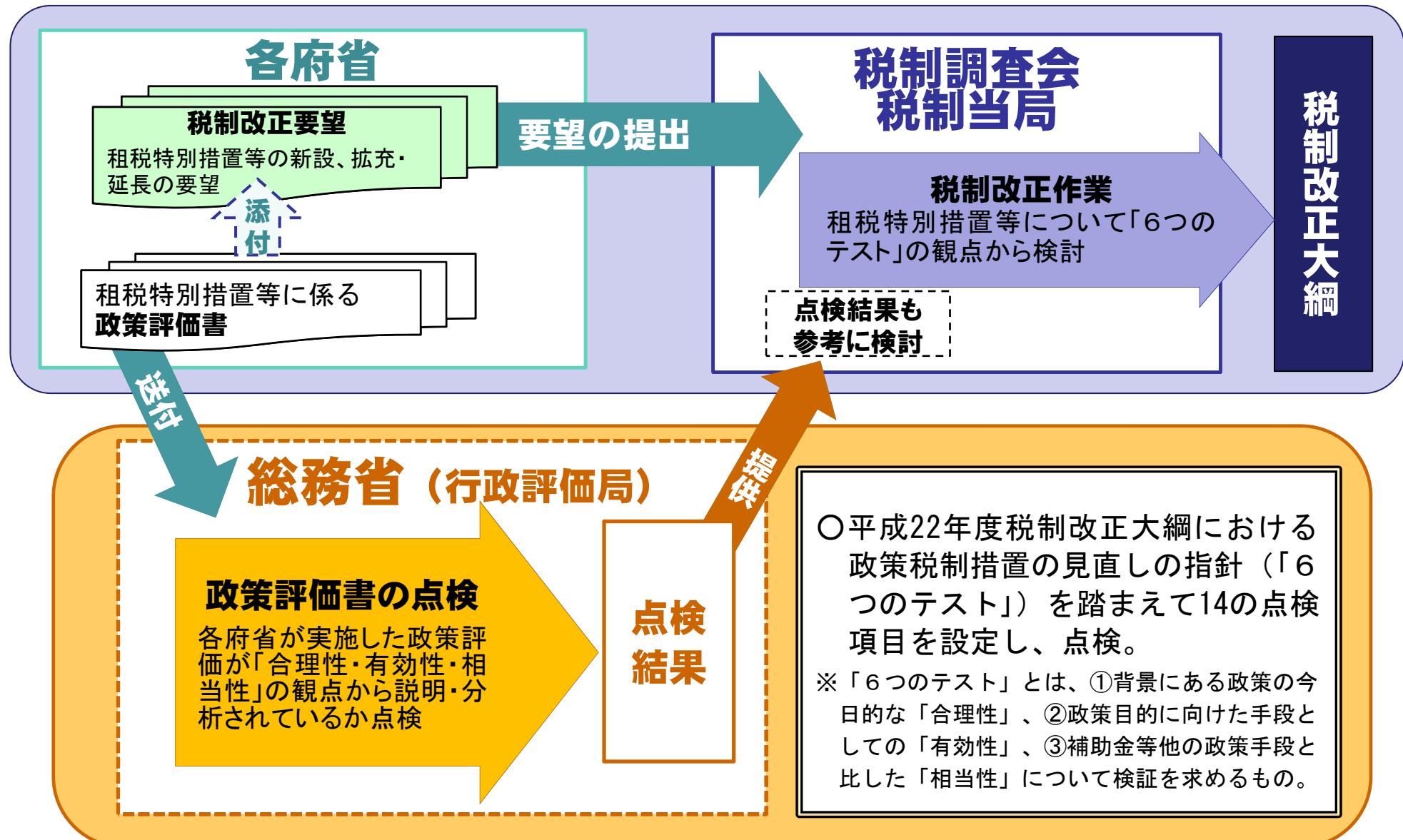
- 税制改正要望に際して、各府省が自ら租税特別措置等に係る政策評価（以下「政策評価」という。）を実施。

### 総務省（行政評価局）

- 総務省は、各府省が実施した政策評価について、6つのテストを踏まえた説明・分析が行われているかどうかを点検。  
※ 「6つのテスト」とは、①背景にある政策の今日的な「合理性」、②政策目的に向けた手段としての「有効性」、③補助金等他の政策手段と比した「相当性」について検証を求めるもの。（平成22年度税制改正大綱（5ページ参照））  
※ 租税特別措置等そのものの要否を判断しているものではない。
- 点検過程において、各府省から補足説明を求め、有益な情報として整理し、評価書の内容の充実を図る。

- 税制改正作業において参考資料としていただくものとして報告。

# 各府省が行う政策評価と総務省が行う点検について（イメージ）



- 平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）を踏まえて14の点検項目を設定し、点検。
- ※「6つのテスト」とは、①背景にある政策の今日的な「合理性」、②政策目的に向けた手段としての「有効性」、③補助金等他の政策手段と比した「相当性」について検証を求めるもの。



## 各府省の取組状況について

- 平成25年度税制改正要望に際し各府省で実施された政策評価のうち、点検対象としたのは163件。※この他、独立行政法人制度の見直し等に伴う税制改正要望に係る政策評価が4件ある。
- このうち、政策評価が義務付けられているもの（法人税・法人事業税・法人住民税関係）は131件。
- 自主的に行われたものは32件。（経産省12件、内閣府9件、復興庁6件、その他5件）
- 要望の区分による分類は以下のとおり。

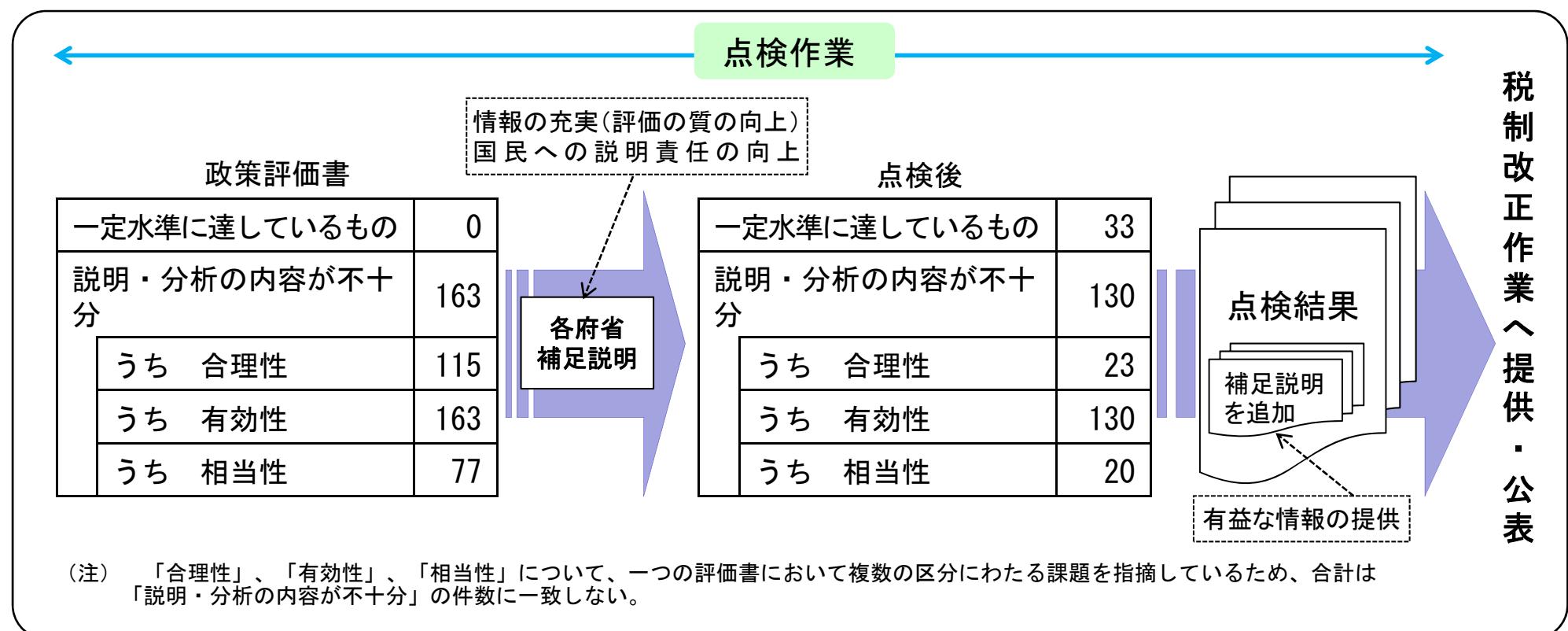
新設、拡充又は延長を要望する租税特別措置等に対する評価					期限の定めのない租税特別措置等に対する評価など	合計
新設	拡充	延長	拡充延長	小計		
44	48	33	8	133	30	163

### 【府省ごとの件数】

府省名	件数	府省名	件数	府省名	件数
内閣府	16	財務省	1	経済産業省	28
金融庁	8	文部科学省	3	国土交通省	26
復興庁	6	厚生労働省	19	環境省	8
総務省	8	農林水産省	36	防衛省	4
(※詳細は21ページ以下を参照)				合計	163

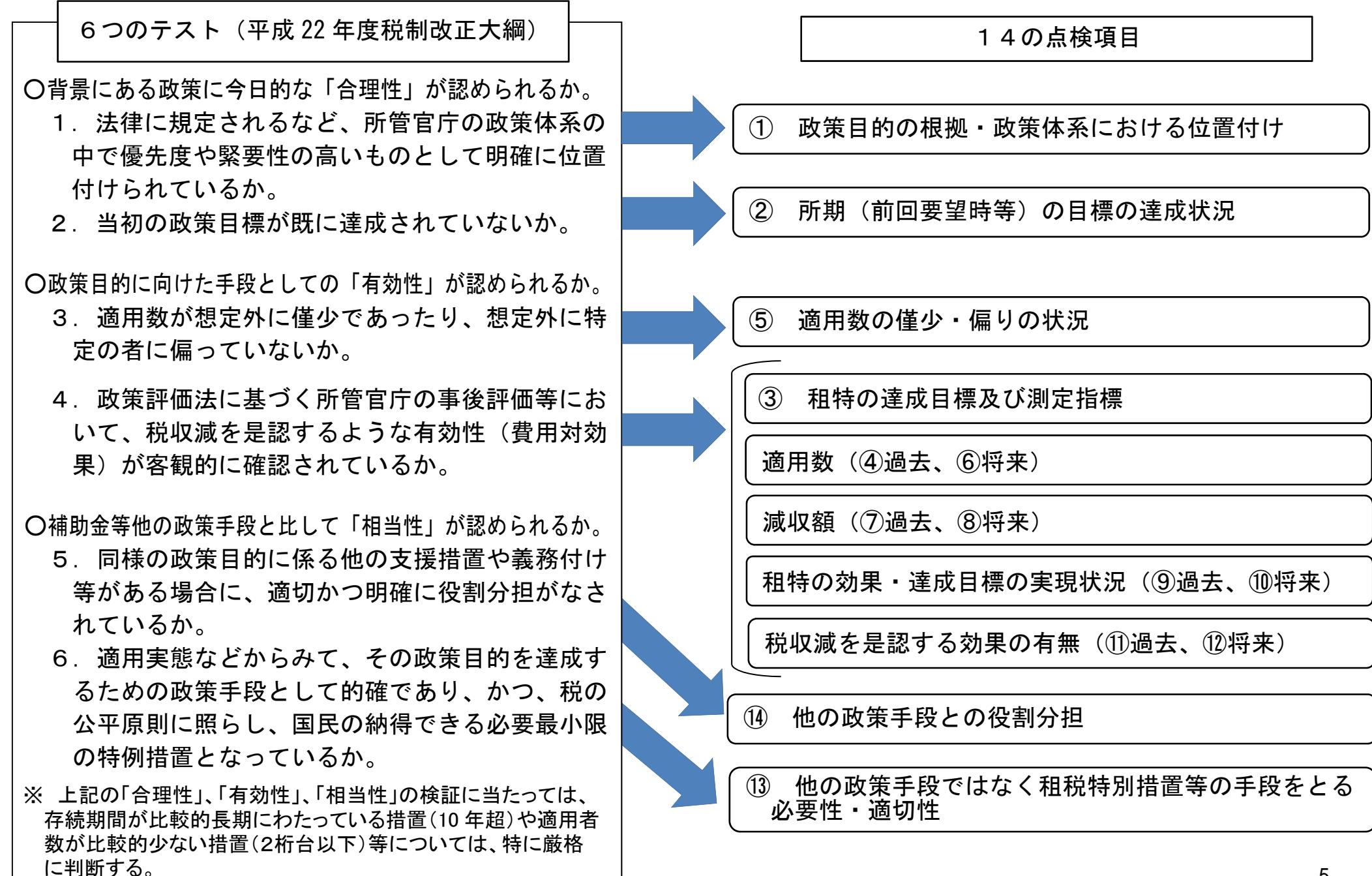
## □ 点検結果について

- 政策評価書では、説明・分析の内容が一定水準に達しているものはみられなかった。
- 当省による点検の際、各府省が補足説明を行った結果、33件が全点検項目において一定水準に達することとなり、その他の政策評価書の多くも、一部説明不足の項目は残ったものの説明内容は大きく向上。
- 有益な補足説明については整理し（評価の情報の充実）、点検結果に併せて税制改正作業に提供するとともに公表。
- 一定水準に達している件数は163件中33件であり、昨年（165件中16件）、一昨年（219件中0件）から向上。
- 有効性（費用対効果）の説明・分析が引き続き課題（163件中130件）。



# 「6つのテスト」と点検項目

「6つのテスト」に沿って、以下の14の点検項目を設定し、説明・分析が行われているか点検





# 点検の例（イメージ）・背景にある政策の今日的な「合理性」の説明について

※実際に提出された評価書を参考に、イメージとして作成したもの

租税特別措置等の名称	○○設備に係る特例措置の延長（法人税）
要望の内容	△△の安全基準を満たす○○設備の割増償却制度（現行割増償却率15%、3年間）の適用期限を3年延長する。
政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○○設備の導入の促進等を通じ、□□□に係る安全な環境を構築する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ●●計画（平成20年6月1日閣議決定） 第X章Y節 □□□の安全性の向上 「□□□に係る安全な環境を整備する。」</p>
政策体系における政策目的の位置付け	<p>○○省における政策評価体系 大目標A－中目標B－施策目標C ○○設備の普及による□□□に係る安全性の向上</p>

(中略)

効果・達成目標の実現状況	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成20年～平成23年） ○○設備のうち△△の安全基準に適合する割合 平成20年度：約20% → 平成23年度：約42% 本税制特例を始めとした関連施策が△△安全基準を満たす設備の割合向上に貢献している。</p> <p><b>点検過程における補足説明</b></p> <p>前回要望における目標は、平成24年度における割合が約50%であり、これまでの推移を踏まえると、当該目標を達成する見込み。 これまで、平成21年度27%、平成22年度35%、平成23年度42%と割合は堅調に伸びており、また、……という新たな要因が発生したことからも、引き続き本特例を通じた○○設備の導入を促進する必要がある。</p>
--------------	---

## 6つのテスト 1.

### 【点検項目① 政策目的の根拠・政策体系における位置付け】

政策目的が閣議決定で位置付けられること、政策体系における位置付けが示されている。

→ 課題なし

## 6つのテスト 2.

### 【点検項目② 所期の目標の達成状況】

当初の評価書の記載では、前回要望時（平成21年）における平成24年の目標が示されていないため、既に目標が達成されているのかどうかが明らかでなく、また、租特が引き続き必要である理由も明らかではない。

ただし、点検過程において、当初の目標の達成状況及び引き続き租特が必要な理由が補足説明された。

→ （補足説明によって）課題なし



# 点検の例（イメージ）・政策目的に向けた手段としての「有効性」の説明について

達成目標 及び 測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○○設備のうち△△の安全基準に適合する割合 約 42%（平成 23 年度）→約 75%（平成 27 年度）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ○○設備のうち△△の安全基準に適合する割合</p>
適用数等	<p>適用実績 平成 21 年度 34 件 平成 22 年度 40 件 平成 23 年度 34 件 平成 24 年度～平成 27 年度 36 件（見込み） ※適用実績は XX アンケート調査結果による。 ※平成 24～27 年度については、直近 3 年の平均 過去の適用件数は上記のとおりであり、十分に活用されている。 また、過去の適用実績では、□□業・△△業・▽▽業といった各種の業種に 適用されており、特定の者への大きな偏りはない。</p> <p>点検過程における補足説明 前回延長要望時においては、毎年 35 件程度を想定していた。直近の平 成 23 年度実績は 34 件であり、所期の想定と比較して僅少ではない。</p>

## 6つのテスト 4.

### 【点検項目③ 租特の達成目標及び測定指標】

達成目標が、目標時期・目標水準とともに明記さ  
れている。また、測定指標が設定されている。

しかしながら、本測定指標は、租特以外の要因（例  
えば、経済情勢や他の政策）による影響を大きく受  
けるものであるが、その影響度について説明されて  
いない。 → 課題あり

## 【点検項目④ 適用数（過去）】

## 【点検項目⑥ 適用数（将来）】

適用数について、算定根拠とともに、示されてい  
る。 → 課題なし

## 6つのテスト 3.

### 【点検項目⑤ 僅少・偏りの状況】

所期の想定が示されておらず、想定外に僅少でな  
いことの説明がない。

ただし、点検過程において「前回要望時の適用見  
込みと比較して、想定外に僅少でない」と補足説明  
が行われた。

→ （補足説明によって）課題なし

減収額等	<p>本租特による減収額の実績・見込みは以下のとおり      平成 21 年度 7.1 億円、平成 22 年度 11.2 億円、      平成 23 年度 9.6 億円      平成 24 年度～平成 27 年度 10.2 億円（見込み）</p> <p><b>点検過程における補足説明</b></p> <p>平成 21～23 年度の適用実績は XX アンケート調査結果による。      平成 24 年度以降は、以下によって算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ YY 統計年報から〇〇設備の平均単価は 18 万円/kg。</li> <li>・ 直近の特例適用可能設備の平均重量から、550kg の設備をモデルケースに設定し、40 年で償却するものとした。</li> <li>・ 適用数欄にあるとおり、年間平均 36 件の設備の導入見込み。</li> </ul> $18 \text{ 万円/kg} \times 550\text{kg} \times 0.025 \text{ (償却率)} \times 15\% \text{ (割増償却)} \times 25.5\% \text{ (税率)} \times 36 \text{ 件} \times 3 \text{ 年 (本制度の適用期間)}$ $= 10.2 \text{ 億円}$	<p><b>6つのテスト 4.</b></p> <p><b>【点検項目⑦ 減収額（過去）】</b>  <b>【点検項目⑧ 減収額（将来）】</b>      数値は記載されているものの、算定根拠が明らかでない。      ただし、点検過程において、算定根拠が補足説明された。 → (補足説明によって) 課題なし</p>
効果・達成目標の実現状況	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 20 年～平成 23 年) (再掲)</p> <p>〇〇設備のうち△△の安全基準に適合する割合      平成 20 年度：約 20% → 平成 23 年度：約 42%</p> <p>本税制特例を始めとした関連施策が△△安全基準を満たす設備の割合向上に貢献している。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 20 年～平成 23 年)</p> <p>本税制特例は、〇〇設備の導入に当たって、特定の者に偏りなく、毎年度確実に適用され、その結果、△△の基準を満たした〇〇設備の割合も着実に増加しており、安全性が高まっていることから、税収減を是認する効果が認められる。</p>	<p><b>【点検項目⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況（過去）】</b>      目標の達成度合いは示されているが、租特以外の要因による影響について考慮されておらず、租特がどの程度目標の達成に寄与したのかが、説明・分析されていない。 → 課題あり</p> <p><b>【点検項目⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況（将来）】</b>      将来の租特による効果の発現の見込みについて、説明・分析されていない。 → 課題あり</p> <p><b>【点検項目⑪ 税収減を是認する効果の有無（過去）】</b>  <b>【点検項目⑫ 税収減を是認する効果の有無（将来）】</b>      〇〇設備の割合の増加を基に効果が説明されているが、〇〇設備の割合の増加に関して、租特以外の要因による影響について考慮されておらず、租特がどの程度〇〇設備の割合の増加に寄与したのかが説明・分析されていない中で、「税収減を是認する効果が認められる」と説明されるにとどまっている。      → 課題あり</p>

# 点検の例（イメージ）・補助金等他の政策手段と比した「相当性」の説明について

租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例の適用要件として用いられている△△基準に係る目標は、×××を向上させようとするものであり、設備の整備事業者に対するインセンティブとしては、割増償却制度が適切かつ必要最小限である。</p> <p>--- 点検過程における補足説明 ---</p> <p>補助金等と比較して、事業者が〇〇設備の△△化を行う場合に負担を軽減する税制措置は、より少ない国庫負担で、より広範な事業者を支援することができるため、設備の△△化の促進のために的確なものである。</p>
他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例は、設備の用途を問わず、△△化に要する負担を軽減するインセンティブを与える支援制度としての役割がある。</p> <p>--- 点検過程における補足説明 ---</p> <p>同様の政策目的を有する支援措置として△△補助事業がある。租特との役割分担については、△△補助事業は、■■設備に限定した支援措置であり、対象範囲が限定され、対象事業者も■■設備を有する者に限る。一方で、本措置は設備の種別を問わず、設備投資のインセンティブを事業者に与えるものであり、その有する役割は異なる。</p>

## 6つのテスト 6.

### 【点検項目⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性】

同様の政策目的を達成する手段として幾つか想定できる中で、租特が他の手段と比較して政策目的を達成するための手段として的確であると考える理由について説明がない。

ただし、補足説明で、他の手段と比較して租特を講じることが手段として的確であるとの説明がされた。

→ （補足説明によって）課題なし

## 6つのテスト 5.

### 【点検項目⑭ 他の政策手段との役割分担】

他の支援措置との役割分担について説明がない。ただし、補足説明で、既存の△△補助事業が現に存在することが示され、その上で租特との役割分担について説明された。

→ （補足説明によって）課題なし

## 【点検結果】

制度名	区分	義務付け	説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分				
				6つのテスト				
				合理性		有効性		相当性
				政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性 他の支援措置との役割分担
〇〇設備に係る特例措置の延長	延長	有		※	※	●	※	※

# □ 点検結果の一覧表

## <点検結果の一覧表の見方>

1. 「制度名」 各評価書に記載されている租税特別措置等の名称を記載。

2. 「区分」 租税特別措置等の要望区分等に応じて、以下を記載。

新 設：租税特別措置等の新設要望に係る評価を表す。

拡 充：租税特別措置等の拡充要望に係る評価を表す。

延 長：租税特別措置等の延長要望に係る評価を表す。

拡・延：租税特別措置等の拡充及び延長要望に係る評価を表す。

事 後：期限の定めのない租税特別措置等に対する評価などを表す。

3. 「義務付け」

評価が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る評価である場合に「有」を記載。

4. 「説明・分析が一定水準に達している」

各府省が補足説明を行った結果、評価の説明・分析が一定水準に達したものに「☆」を記載。

5. 「説明・分析が不十分」 点検結果の内容に応じて、「●」、「※」又は「—」を記載。

●：評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

※：点検過程における各府省からの補足説明により課題が解消したもの。

—：区分(新設及び事後)の性質上、記載の必要のないもの等。

6. 「補足された評価に有益な説明」

評価書においては明らかでなかった事項について、点検過程において各府省から補足説明がなされることにより、

評価に有益な情報が明らかにされた場合に「○」を記載。

政 策 目 的 の 根 拠 等	租税特別措置等の背景にある政策目的が、法律や閣議決定等に規定されるなど、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして位置付けられていることが説明されているか。
当 初 の 目 標 の 達 成 状 況 等	当初(租特創設時や前回要望時)の目標が達成されているか否かが説明されているか。 租税特別措置等を継続する理由(達成されていない場合は、その原因分析も併せて)が説明されているか。
僅 少 ・ 偏 り	適用数が当初の想定と比較して僅少であったり、特定の者に偏っていないかが説明されているか。
税 収 減 の 是 認 効 果 等	租税特別措置等による税収減に見合う有効性(費用対効果)が説明されているか。
租特の手段をとる必要・適切性	他の政策手段(補助金や規制等)と比較して、租税特別措置等の手段をとることが適切であると考える理由が説明されているか。
他の支援措置との役割分担	他の政策手段がある場合に、租税特別措置等との役割分担がなされていることが説明されているか。

(注) 一覧表には、独立行政法人制度の見直し等に伴う税制改正要望に係る政策評価4件を含む。

番号	制度名	区分	義務付け 説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分							補足された評価に有益な説明						
				6つのテスト							6つのテスト						
				合理性		有効性		相当性			合理性		有効性		相当性		
				政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他者の支援措置の役割分担	政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他者の支援措置の役割分担		
内閣府																	
内閣01	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設	新設				—	—	●	※		—	—	○	○			
内閣02	PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設	新設	有			—	—	●	※	※	—	—		○	○		
内閣03	「国際戦略総合特区」における特例措置	拡充	有		●	※	●				○	○	○				
内閣04	地域活性化総合特区における特例措置の拡充	拡充	有		●	※	●	※	※		○	○	○	○	○		
内閣05	地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加	拡充			●	※	●	※			○	○	○				
内閣06	ふるさと投資（地域活性化小口投資）促進税制	新設			—	—	●	※			—	—	○	○			
内閣07	データセンター地域分散化促進税制の創設	新設	有		—	—	●				—	—	○				
内閣08	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長	拡・延	有			●	●				○	○					
内閣09	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長	延長	有			●	●										
内閣10	認定特定非営利活動法人への寄附金額が2000円を超える場合、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする	拡充			※	※	※	●	※		○	○	○		○		
内閣11	認定特定非営利活動法人への寄附金控除の年末調整対象化	新設			※	—	—	●			○	—	—	○			
内閣12	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大（所得税）	拡充			※	●	●				○		○				
内閣13	公益社団・財団法人への寄附金額が2000円を超える場合、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする	拡充			※	※	※	●	※		○	○	○		○		
内閣14	特定収入に係る消費税制上の所要の措置（消費税）	新設	☆		—	—	※	※	※		—	—	○	○	○		
内閣15	公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化	新設			※	—	—	●			○	—	—	○			
内閣16	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	新設	有		※	—	—	●	●	●	○	—	—				

番号	制度名	区分	義務付け 説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分							補足された評価に有益な説明						
				6つのテスト							6つのテスト						
				合理性		有効性		相当性			合理性		有効性		相当性		
				政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他者の支援措置の役割分担	政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他者の支援措置の役割分担		
<b>金融庁</b>																	
金融01	自動発注サーバに係る非課税措置の創設	新設	有		※	—	—	●		○	—	—					
金融02	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し	拡充	有			●	※	●	※	※			○	○	○	○	
金融03	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	拡・延	有			※	※	●	●			○	○	○			
金融04	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充	新設	有		※	—	—	●	※	※	○	—	—	○	○	○	
金融05	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用	拡充			※	※	※	●	※	※	○	○	○	○	○	○	
金融06	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）	新設	有		※	—	—	●	※		○	—	—	○	○		
金融07	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	事後	有	☆	※	※	※	※		※	○	○	○	○		○	
金融08	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等	拡充	有			※	●	●				○		○			
<b>復興庁</b>																	
復興01	東日本大震災事業者再生支援機構の登録免許税に係る免除手続の簡素化	拡充			※	※	●	●		○	○	○	○				
復興02	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）	拡充				※	※	●	※	※		○	○	○	○	○	
復興03	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用	拡充				※	※	●		※		○	○	○		○	
復興04	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用	新設			—	—	●		※		—	—	○			○	
復興05	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用	拡充			※	●	※	●	※	※	○		○	○	○	○	
復興06	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用	拡充			※	●	※	●	※	※	○		○	○	○	○	

番号	制度名	区分	義務付け	説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分						補足された評価に有益な説明						
					6つのテスト						6つのテスト						
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性		
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担	政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担	
<b>総務省</b>																	
総務01	公共アプリケーション利活用促進税制の拡充及び延長	拡・延	有					●	●					○			
総務02	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	延長	有				※	●					○	○			
総務03	データセンター地域分散化促進税制の創設	新設	有		—	—	●					—	—	○			
総務04	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化（振替地方公共団体金融機構債分）	拡充	有	☆		※	※	※				○	○	○			
総務05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	有	☆		※	※	※				○	○	○			
総務06	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	有	☆		※		※				○		○			
総務07	技術研究組合の所得計算の特例	延長	有		※	●	●					○	○	○			
総務08	過疎地における営業所の住民税・事業税等の非課税措置の創設	新設	有		—	—	●	●				—	—				
<b>財務省</b>																	
財務01	特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	事後	有	☆				※						○			
<b>文部科学省</b>																	
文科01	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	新設	有		※	—	—	●	●	●	○	—	—				
文科02	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	有	☆		※	※	※				○	○	○			
文科03	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	有	☆		※		※				○		○			
文科04	国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置	新設	有														
文科05	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	有														

番号	制度名	区分	義務付け	説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分						補足された評価に有益な説明						
					6つのテスト						6つのテスト						
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性		
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他者の支援措置の役割分担	政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他者の支援措置の役割分担	
厚生労働省																	
厚労01	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	有				※		●				○		○		
厚労02	高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長	延長	有			●	●	●	●	※				○			○
厚労03	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	有	☆		※	※	※					○	○	○		
厚労04	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	有	☆		※		※					○		○		
厚労05	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置	新設			●	—	—	●					—	—			
厚労06	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設	新設	有		●	—	—	●	●				—	—			
厚労07	社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し	新設	有		●	—	—	●					—	—			
厚労08	社会保険診療報酬の所得計算の特例	延長	有		●	●	●			※				○		○	
厚労09	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	拡充	有		※	●	●	●					○	○	○		
厚労10	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	延長	有		※	●	●	●					○		○		
厚労11	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置	新設	有		—	—	●						—	—	○		
厚労12	雇用促進税制の拡充	拡充	有		●	●	●								○		
厚労13	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長	拡・延	有		※	※	●						○	○	○		
厚労14	グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設	新設	有		※	—	—	●	※	※	○	—	—	○	○	○	
厚労15	生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置	拡・延	有		●	●	●	●	※			○				○	
厚労16	商業・サービス中小企業活性化税制の創設	新設	有		—	—	●	※					—	—	○	○	
厚労17	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引き上げ	拡充	有		※	※	●	●					○	○	○		
厚労18	社会保険診療報酬の所得計算の特例	事後	有		●	●	●			※							○
厚労19	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	新設	有		※	—	—	●	●	●	○	—	—				

番号	制度名	区分	義務付け 説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分						補足された評価に有益な説明					
				6つのテスト						6つのテスト					
				合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性	
				政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置の役割分担	政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置の役割分担
<b>農林水産省</b>															
農水01	特定農産加工品生産設備等の特別償却（米穀の新用途への利用の促進に関する法律）	延長	有	☆				※					○		
農水02	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例	延長	有					●					○		
農水03	特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）	拡・延	有				※	●					○	○	
農水04	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	延長	有				※	●					○	○	
農水05	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長	延長	有				※	●					○	○	
農水06	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長	延長	有				※	●					○	○	
農水07	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（奄美群島）	延長	有				※	●					○	○	
農水08	技術研究組合の所得計算の特例	延長	有			※	●	●					○	○	
農水09	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	有	☆		※	※	※					○	○	
農水10	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	有	☆		※		※					○		○
農水11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	拡充	有			※	※	●					○	○	
農水12	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置	新設	有			—	—	●					—	—	○
農水13	商業・サービス中小企業活性化税制	新設	有			—	—	●	※				—	—	○
農水14	農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置	新設	有			—	—	●		※			—	—	○
農水15	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			※		●					○		
農水16	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			※	※	●					○	○	
農水17	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	事後	有			※	※	●					○	○	
農水18	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）	事後	有	☆		※	※	※					○	○	
農水19	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有	☆		※	※	※	※				○	○	○

番号	制度名	区分	義務付け	説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分						補足された評価に有益な説明						
					6つのテスト						6つのテスト						
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性		
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他者の支援措置との役割分担	政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他者の支援措置との役割分担	
農水20	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			※	※	●				○	○				
農水21	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			※	※	●				○	○				
農水22	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			※	※	●				○	○				
農水23	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有	☆		※	※	※				○	○	○			
農水24	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有	☆			※	※		※			○	○			○
農水25	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (林地保有の合理化)	事後	有	☆			※	※		※			○	○			○
農水26	転廃業助成金等に係る課税の特例	事後	有	☆		※	※	※				○	○	○			
農水27	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例	事後	有	☆		※		※				○		○			
農水28	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	事後	有			※		●				○					
農水29	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	事後	有	☆				※						○			
農水30	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	事後	有			※		●				○		○			
農水31	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	事後	有			※		●				○		○			
農水32	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（漁業信用基金協会）	事後	有			※		●				○					
農水33	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（ジェイエフマリンバンク支援協会）	事後	有			※		●				○		○			
農水34	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	事後	有	☆		※	※	※				○	○	○			
農水35	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	事後	有	☆		※	※	※				○	○	○			
農水36	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	事後	有			●	※	●				○					

番号	制度名	区分	義務付け 説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分							補足された評価に有益な説明						
				6つのテスト							6つのテスト						
				合理性		有効性		相当性			合理性		有効性		相当性		
				政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他者の支援措置の役割分担	政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他者の支援措置の役割分担		
経済産業省																	
経産01	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	有														
経産02	ベンチャー企業の事業拡大に係る税制優遇措置の創設	新設	有		—	—	●	※	※	—	—	○	○	○			
経産03	創設時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設	新設			—	—	●		※	—	—					○	
経産04	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	新設			—	—	●			—	—	○					
経産05	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	拡充	有		※	※	※	●		○	○	○	○				
経産06	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	拡充			※	●	●			○							
経産07	小規模会社の非上場株式等についての課税価格の計算の特例	新設			—	—	●	※		—	—		○				
経産08	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減	延長			※	※	●			○	○						
経産09	保険会社等の異常危険準備金の延長	延長	有				※	●	※			○	○	○		○	
経産10	中小企業者等の法人税率の特例	拡充	有			※	※	●		○	○	○					
経産11	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置	新設	有		—	—	●			—	—	○					
経産12	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価T.O.Bに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等	新設	有		—	—	●	※	※	—	—	○	○	○			
経産13	商業・サービス中小企業活性化税制	新設	有		—	—	●	※		—	—	○	○				
経産14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	有	☆		※	※	※		○	○	○					
経産15	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	拡充	有		※	●	●	●		○	○	○					
経産16	技術研究組合の所得計算の特例	延長	有		※	●	●			○	○	○					
経産17	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例	延長			※	※	●	※		○	○	○	○				
経産18	非居住者等が受け取る振替社債の利子等に係る非課税化の恒久化	拡充	有		※	※	●			○	○	○					
経産19	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充	新設	有	※	—	—	●	※	※	○	—	○	○	○			

番号	制度名	区分	義務付け	説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分							補足された評価に有益な説明						
					6つのテスト							6つのテスト						
					合理性		有効性		相当性			合理性		有効性		相当性		
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他者の支援措置の役割分担	政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他者の支援措置の役割分担		
経産20	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）	拡充				※	※	●	※	※		○	○	○	○	○	○	
経産21	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用	拡充				※	※	●		※		○	○	○			○	
経産22	車体課税の抜本的見直し（自動車税のグリーン化関連）	拡充				●	※	●	●			○	○	○				
経産23	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置	延長	有			※	※	●	※			○	○	○	○			
経産24	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設	有		●	—	—	●		※		—	—				○	
経産25	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設	有		●	—	—	●				—	—	○				
経産26	コーチェネレーションに係る課税標準の特例措置	新設			—	—	●	●				—	—	○				
経産27	少額償却資産の固定資産税の課税客体からの除外措置	新設			—	—	●		※			—	—				○	
経産28	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	有	☆		※		※				○		○				
経産29	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置	延長			●	※	●	●	●			○	○	○				
<b>国土交通省</b>																		
国交01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	有	☆		※	※	※				○	○	○				
国交02	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	有	☆		※		※				○		○				
国交03	PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設	新設	有		—	—	●	※	※			—	—		○	○		
国交04	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長	拡・延	有			●	●					○	○					
国交05	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	延長	有			※	●					○	○					
国交06	特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）	拡・延	有			※	●					○	○					
国交07	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長	延長	有			※	※	●				○	○					
国交08	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長	延長	有			※	●	※				○	○	○				
国交09	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長	延長	有			※	●	※				○	○	○				

番号	制度名	区分	義務付け	説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分						補足された評価に有益な説明					
					6つのテスト						6つのテスト					
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他者の支援措置の役割分担	政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他者の支援措置の役割分担
国交10	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し	拡充	有			●	※	●	※	※			○	○	○	○
国交11	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）	新設	有		※	—	—	●	※		○	—	—	○	○	
国交12	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	延長	有		※	※	※	●		※	○	○	○			○
国交13	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用	新設			—	—	●		※	—	—	—	○			○
国交14	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長	有			※	※	●					○	○	○	
国交15	認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置の延長	延長	有			●	※	●					○	○	○	
国交16	認定集約都市開発事業に係る買換え特例等の創設	新設	有		※	—	—	●			○	—	—	○		
国交17	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長	延長	有		※	※	●	●			○	○	○			
国交18	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充	拡充	有		※	※	※	●			○	○	○	○		
国交19	特定緑地管理機構に係る緑地管理機構の課税の特例措置の拡充	拡充	有			※	※	●	●	●			○	○	○	
国交20	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長	延長	有				●	●								
国交21	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	拡充	有			※	●	●	●				○	○	○	
国交22	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化	拡充	有			※	●	●					○		○	
国交23	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	延長	有			※	●	●	●				○		○	
国交24	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の延長	延長	有		※	※	※	●	※	※	○	○	○	○	○	○
国交25	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充	拡充	有		※	※	●	●			○	○	○	○		
国交26	船舶に係る特別償却制度の延長	延長	有		※	●	●	●			○	○	○	○		

番号	制度名	区分	義務付け 説明・分析が一定水準に達している	説明・分析が不十分							補足された評価に有益な説明						
				6つのテスト							6つのテスト						
				合理性		有効性		相当性			合理性		有効性		相当性		
				政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他者の支援措置の役割分担	政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他者の支援措置の役割分担		
<b>環境省</b>																	
環境01	特定の基金に対する負担金の損金算入（産廃適正処理センターに係る産業廃棄物適正処理推進基金）	事後	有			※	●	●	※	※		○		○	○	○	
環境02	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮	新設	有		※	—	—	●		※	○	—	—	○		○	
環境03	汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度（譲渡所得の課税の特例）	新設	有		—	—	●		※		—	—	○		○		
環境04	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	有														
環境05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	有	☆		※	※	※				○	○	○			
環境06	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	拡充	有			※	●	●	●			○	○	○			
環境07	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例	延長				●	●	●	※			○	○	○	○		
環境08	コーチェネレーションに係る課税標準の特例措置	新設				—	—	●	●			—	—	○			
環境09	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	有	☆		※		※				○		○			
<b>防衛省</b>																	
防衛01	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	事後	有	☆		※	※	※		※		○	○	○		○	
防衛02	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	事後	有	☆		※	※	※		※		○	○	○		○	
防衛03	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	事後	有	☆		※	※	※		※		○	○	○		○	
防衛04	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有	☆		※	※	※		※		○	○	○		○	

## 【参考1】政策評価の点検実施件数（要望の区分による分類）

府省名	新設、拡充又は延長を要望する租税特別措置等に対する評価					左記以外の過去に措置された租税特別措置等に対する評価	合計
	新設	拡充	延長	拡充 延長	小計		
内閣府	8	6	1	1	16	0	16
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	3	3	0	1	7	1	8
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	1	5	0	0	6	0	6
総務省	2	3	2	1	8	0	8
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0	1	1
文部科学省	1	2	0	0	3	0	3
厚生労働省	7	5	4	2	18	1	19
農林水産省	3	3	7	1	14	22	36
経済産業省	12	10	6	0	28	0	28
国土交通省	4	8	12	2	26	0	26
環境省	3	3	1	0	7	1	8
防衛省	0	0	0	0	0	4	4
合計	44	48	33	8	133	30	163

## 【参考2】政策評価の点検実施件数（政策評価が義務付けられているか否かによる分類）

府省名	新設、拡充又は延長を要望する 租税特別措置等に対する評価			左記以外の、過去に措置された 租税特別措置等に対する評価			合 計		
	義務付けら れている 評価※ <sup>1</sup>	自主的に行 っている 評価※ <sup>2</sup>	計	義務付けら れている 評価※ <sup>1</sup>	自主的に行 っている 評価※ <sup>2</sup>	計	義務付けら れている 評価※ <sup>1</sup>	自主的に行 っている 評価※ <sup>2</sup>	計
内閣府	7	9	16	0	0	0	7	9	16
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	6	1	7	1	0	1	7	1	8
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	6	6	0	0	0	0	6	6
総務省	8	0	8	0	0	0	8	0	8
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	1	0	1	1	0	1
文部科学省	3	0	3	0	0	0	3	0	3
厚生労働省	17	1	18	1	0	1	18	1	19
農林水産省	14	0	14	22	0	22	36	0	36
経済産業省	16	12	28	0	0	0	16	12	28
国土交通省	25	1	26	0	0	0	25	1	26
環境省	5	2	7	1	0	1	6	2	8
防衛省	0	0	0	4	0	4	4	0	4
合 計	101	32	133	30	0	30	131	32	163

※1 政策評価制度上、政策評価が義務付けられているものは法人税・法人事業税・法人住民税関係

※2 ※1以外の、各府省が自主的に行っているもの

## 【参考3】 点検結果

府省名	義務付けられている評価※ <sup>1</sup>						自主的に行っている評価※ <sup>2</sup>					
	一定水準に達しているもの	説明・分析の内容が不十分			合計	一定水準に達しているもの	説明・分析の内容が不十分			合計		
		うち合理性	うち有効性	うち相当性			うち合理性	うち有効性	うち相当性			
内閣府	0	7	2	7	1	7	1	8	1	8	0	9
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	1	6	1	6	1	7	0	1	0	1	0	1
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	6	2	6	0	6
総務省	3	5	0	5	2	8	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
文部科学省	2	1	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	2	16	7	16	6	18	0	1	1	1	0	1
農林水産省	13	23	1	23	0	36	0	0	0	0	0	0
経済産業省	2	14	2	14	1	16	0	12	2	12	3	12
国土交通省	2	23	3	23	3	25	0	1	0	1	0	1
環境省	2	4	0	4	1	6	0	2	1	2	1	2
防衛省	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
合計	32	99	16	99	16	131	1	31	7	31	4	32

※1 政策評価制度上、政策評価が義務付けられているものは法人税・法人事業税・法人住民税関係

※2 ※1以外の、各府省が自主的に行っているもの

※3 「合理性」、「有効性」、「相当性」について、一つの評価書において複数の区分にわたる課題を指摘しているため、合計は「説明・分析の内容が不十分」の件数に一致しない。

## 【参考4】 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲

